福井県警察本部訓令第20号

本 部

警察学校

警察署

福井県警察における交通事故捜査に従事する警察官の服制に関する訓令を次のように定める。

平成30年8月31日

福井県警察本部長 滝澤 幹滋

福井県警察における交通事故捜査に従事する警察官の服制に関する訓令 (目的)

第1条 この訓令は、福井県警察において交通事故捜査に従事する警察官(以下「交通捜査員」という。)の服制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(交通捜査活動服の着用及び服装)

- 第2条 交通捜査員が交通事故捜査を行う場合は、交通捜査活動服を着用することができるものとし、服装は、別表第1のとおりとする。
- 2 交通捜査活動服の着用期間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、本部長は、実 情により期間を変更することができる。

冬服	10月1日から翌年5月31日まで
夏服	6月1日から9月30日まで

(品目等)

- 第3条 交通捜査員に支給する被服の品目、員数及び使用期間は、別表第2のとおりとする。
- 2 本部長は、被服の支給について特別な事由がある場合は、その品目若しくは員数を増減し、又は使用期間を延長し、若しくは短縮することができる。

(支給)

- 第4条 本部長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、交通捜査活動服を支給するものとする。
 - (1) 交通捜査員を命ぜられたとき。
 - (2) 当該支給品を滅失し、毀損し、又は著しく損耗した場合であって、再支給が必要であると認められるとき。
- 2 前項第1号の場合において、冬服にあっては2着まで、夏服にあっては3着まで支給 できるものとする。

(支給品の取扱い)

- 第5条 交通捜査員は、支給された被服の取扱いを適正にし、これをみだりに改造し、滅失し、又は毀損してはならない。
- 2 被服の支給を受けた交通捜査員がその身分を離れたとき、又は支給品が使用不能となったときは、速やかにその支給品を所属長を経由して返納しなければならない。
- 3 前項により返納された支給品のうち、使用可能なものは予備として交通捜査員に保有させ、及び使用させることができるものとし、使用不能なものは所属長が廃棄処分するものとする。

(服装の一部省略)

- 第6条 交通捜査員は、勤務の状況に応じて交通捜査活動服上衣(夏服上衣を除く。)を 着用しないことができる。
- 2 交通捜査員は、室内で勤務するとき、及び乗車用へルメットを着用するときは、交通 捜査活動帽子を着用しないことができる。
- 3 交通捜査員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、警笛及び警笛つりひも並び に帯革を着装しないことができる。
- (1) 室内で勤務するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、警笛及び警笛つりひも並びに帯革を着装する必要がない と所属長が認めるとき。

附則

この訓令は、平成30年9月1日から施行する。

B E		制	式	形	状
交通捜査活動服 (冬服)	ブルゾン、ケット、京県警察」でいる。	型で、胸部 左胸ポケッ 、背中に「 [?] 字が入り、	防止加工された 3と腹部左右にオ 小上部に「福井 福井県警察交通 胸部から背面ま 射材が縫製され		福井県警察交通捜査
	ズボン 青色で青 臀部左右 の左右!	っ、腰部左 こポケット	加工されており、 右、大腿部外側 、両膝前後及び が縫製されてい	:	
交通捜査活動服 (夏服)	ブルゾン、アット、京県警察」でひる。	型で、胸部 左胸ポケッ 、背中に「 [?] 字が入り、	防止加工された 引と腹部左右にオ 小上部に「福井 福井県警察交通 胸部から背面ま 射材が縫製され		福井県警察 交通捜査
	臀部左右 の左右 に	5、腰部左 こポケット	n工されており、 右、大腿部外俱 、両膝前後及び が縫製されてい		
帽子 (夏冬共用)	I POLI	CE」の金1	全面に「FUKL 色刺しゅう、つは 刺しゅう入り。		

別表第2(第3条関係)

被服の品目、員数及び使用期間

品目	員数	使用期間	使用期間の計算	使用期間満了年数
交通捜査活動服 (冬服)	1着	24月	1年のうち実着期間8月	満3年
交通捜査活動服 (夏服)	1着	12月	1年のうち実着期間4月	満3年
帽子	1個	36月	支給の月から通年計算	満3年

[※] この表に掲げる以外の被服及び装備品については、福井県警察官の服制に関する訓令(平成6年3月1日福井県警察本部訓令第2号)によるものとする。